

規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案	
規制の名称	(1)洪水等避難施設の占用物件追加(道路法施行令第7条関係) (2)防災拠点自動車駐車場に設ける備蓄倉庫・非常用電気等供給施設等の占用物件追加(道路法施行令第7条関係)	
規制の区分	(1)・(2)規制の緩和	
担当部局	国土交通省道路局路政課	電話番号: 03-5253-8480 e-mail: hqt-rosei0622@gxb.mlit.go.jp
評価実施時期	令和3年8月4日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>(1)洪水等避難施設の占用物件追加(道路法施行令第7条関係) 道路管理者以外の者が、災害時において地域住民等の一時的な避難場所となる洪水等避難施設を道路に設置できることとするため、当該施設を道路法上の占用物件として新たに位置付けることとする。</p> <p>(2)防災拠点自動車駐車場に設ける備蓄倉庫・非常用電気等供給施設等の占用物件追加(道路法施行令第7条関係) 道路管理者以外の者が、広域的な災害応急対策の実施に資する備蓄倉庫及び非常用電気等供給施設等を防災拠点自動車駐車場に設置できることとするため、当該施設を道路法上の占用物件として新たに位置付けることとする。</p>	
直接的な費用の把握		
	(遵守費用)	<p>(1)洪水等避難施設の占用物件追加(道路法施行令第7条関係) 洪水等避難施設に係る占用の申請を行おうとする者が、当該申請に要する費用 占用許可を受けて洪水等避難施設を設置することに伴う占用料</p> <p>(2)防災拠点自動車駐車場に設ける備蓄倉庫・非常用電気等供給施設等の占用物件追加(道路法施行令第7条関係) 防災拠点自動車駐車場に設ける備蓄倉庫又は非常用電気等供給施設等に係る占用の申請を行おうとする者が、当該申請に要する費用 占用許可を受けて防災拠点自動車駐車場に設ける備蓄倉庫又は非常用電気等供給施設等を設置することに伴う占用料</p>
	(行政費用)	<p>(1)洪水等避難施設の占用物件追加(道路法施行令第7条関係) 道路管理者が、洪水等避難施設に係る占用の許可申請の審査に要する費用</p> <p>(2)防災拠点自動車駐車場に設ける備蓄倉庫・非常用電気等供給施設等の占用物件追加(道路法施行令第7条関係) 道路管理者が、備蓄倉庫又は非常用電気等供給施設等に係る占用の許可申請の審査に要する費用</p>
直接的な効果(便益)の把握	<p>(1)洪水等避難施設の占用物件追加(道路法施行令第7条関係) 洪水・高潮発生時の緊急避難場所の確保による地域住民等の安全の確保に資するとともに、避難者が道路本線ではなく洪水等避難施設に避難することが可能となることによる周辺交通の安全の確保という効果</p> <p>(2)防災拠点自動車駐車場に設ける備蓄倉庫・非常用電気等供給施設等の占用物件追加(道路法施行令第7条関係) 災害時において、防災拠点自動車駐車場を拠点として行われる道路啓開等の広域的な災害応急対策が、より効率的かつ迅速に実施され、安全で円滑な交通が確保されるという効果</p>	
副次的な影響と波及的な費用の把握	<p>(1)洪水等避難施設の占用物件追加(道路法施行令第7条関係) 特になし</p> <p>(2)防災拠点自動車駐車場に設ける備蓄倉庫・非常用電気等供給施設等の占用物件追加(道路法施行令第7条関係) 特になし</p>	

費用と効果(便益)の関係	<p>(1)洪水等避難施設の占用物件追加(道路法施行令第7条関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該規制緩和においては、遵守費用として、洪水等避難施設に係る占用の申請を行おうとする者が当該申請に要する費用が発生する。また、行政費用として、道路管理者が洪水等避難施設に係る占用の許可に要する費用が発生するが、その費用はいずれも軽微である。 ・一方、当該規制緩和によって、災害時における地域住民等の安全の確保に資するとともに、避難者が道路本線ではなく洪水等避難施設に避難することが可能となることによる周辺交通の安全の確保という大きな効果が見込まれる。また、副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。 ・上記を踏まえ、効果が費用を上回ると考えられることから、当該規制緩和は妥当である。 <p>(2)防災拠点自動車駐車場に設ける備蓄倉庫・非常用電気等供給施設等の占用物件追加(道路法施行令第7条関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該規制緩和においては、遵守費用として、備蓄倉庫又は非常用電気等供給施設等に係る占用の申請を行おうとする者が当該申請に要する費用が発生する。また、行政費用として、道路管理者が備蓄倉庫又は非常用電気等供給施設等に係る占用の許可に要する費用が発生するが、その費用はいずれも軽微である。 ・一方、当該規制緩和によって、災害時において、防災拠点自動車駐車場を拠点として行われる道路啓開等の広域的な災害応急対策が、より効率的かつ迅速に実施され、安全で円滑な交通が確保されるという大きな効果が見込まれる。また、副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。 ・上記を踏まえ、効果が費用を上回ると考えられることから、当該規制緩和は妥当である。
代替案との比較	<p>(1)洪水等避難施設の占用物件追加(道路法施行令第7条関係)</p> <p>当該規制緩和は、災害発生時における地域住民等の安全及び安全で円滑な交通の確保のため、道路管理者以外の者による洪水等避難施設の設置を促すことを目的とするものであり、当該目的を達成するための手段として、これらの施設を占用物件に追加することで、周辺住民等の命を救うことや、災害時の安全確保に大きく貢献するという効果は大きいと考えられることから、採用案以外の方法は想定できない。</p> <p>以上より、同様の政策目的を達成し得る代替案は想定できない。</p> <p>(2)防災拠点自動車駐車場に設ける備蓄倉庫・非常用電気等供給施設等の占用物件追加(道路法施行令第7条関係)</p> <p>当該規制緩和は、災害発生時における地域住民等の安全及び安全で円滑な交通の確保のため、道路管理者以外の者による備蓄倉庫若しくは非常用電気等供給施設等の設置を促すことを目的とするものであり、当該目的を達成するための手段として、これらの施設を占用物件に追加することで、周辺住民等の命を救うことや、災害時の安全確保に大きく貢献するという効果は大きいと考えられることから、採用案以外の方法は想定できない。</p> <p>以上より、同様の政策目的を達成し得る代替案は想定できない。</p>
その他関連事項	
事後評価の実施時期等	<p>当該事前評価書記載の各規制については、施行から5年後(令和8年)に事後評価を実施する。</p> <p>【指標等】</p> <p>(1)洪水等避難施設の占用物件追加(道路法施行令第7条関係)</p> <p>占用物件として設置された洪水等避難施設の数把握することとする。</p> <p>(2)防災拠点自動車駐車場に設ける備蓄倉庫・非常用電気等供給施設等の占用物件追加(道路法施行令第7条関係)</p> <p>防災拠点自動車駐車場ごとに、占用物件として設置された備蓄倉庫及び非常用電気等供給施設等の数を把握することとする。</p>
備考	